

## 高崎市下水道排水設備指定工事店等の処分等に関する審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、高崎市行政手続条例第12条の規定に基づき、高崎市下水道排水設備指定工事店規程(平成11年上下企管規程第5号)第14条第1項で規定する事項のうち処分等を行う場合の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |            |                                           |
|------------|-------------------------------------------|
| (1) 規程     | 高崎市下水道排水設備指定工事店規程(平成11年上下企管規程第5号)         |
| (2) 委員会    | 規程第14条第1項の規定による審査委員会                      |
| (3) 指定工事店  | 高崎市下水道排水設備指定工事店                           |
| (4) 責任技術者  | 下水道排水設備工事責任技術者                            |
| (5) 管理者    | 高崎市上下水道事業管理者                              |
| (6) 指定工事店等 | 指定工事店及び責任技術者                              |
| (7) 違反行為等  | 高崎市下水道条例第7条の7第1項各号に規定する行為又は規程第8条各号に規定する行為 |
| (8) 処分     | 指定工事店等に対する指定の取消、一時停止又は不認定                 |

(回議による決定)

第3条 委員会は、この審査基準に基づき指定工事店等に処分等を行う場合は、委員の回議をもって処分等の内容を決定することができる。

(処分の種別及び適用基準)

第4条 管理者は、指定工事店等に違反行為等を認めたときは、指定工事店にあっては別表第1、責任技術者にあっては別表第2に定める処分の種別に基づき処分を行うものとする。ただし、違反行為等が不可抗力によるとき、又はその他特別な理由があると管理者が認めた場合はこの限りでない。

2 前項の規定による処分をした場合、処分の対象となった違反行為等は、履歴に累積するものとし、当該処分を受けた日の翌日から起算して2年が経過しなければ消滅しない。

3 第1項の規定により処分を行う場合は、原則として条例第25条の規定による過料は科さないものとする。ただし、委員会において過料の処分に相当すると判断した場合はこの限りではない。

4 第1項の規定にかかわらず、管理者は、次の各号に掲げる場合においては、指定工事店の指定を取り消すものとする。

(1) 6月の指定停止後、第4条第2項に定める期間内で条例第7条の7第1項各号に規定する行為があったとき。

(2) 指定停止処分中に条例第7条の7第1項各号に規定する行為があったとき。

(処分の手続)

第5条 管理者は、指定工事店等に処分に相当する違反行為等があったと認めるときは、別記様式第1号「違反行為等通知書」によりその旨を当該指定工事店等に通知するものとする。

2 前項の場合にあっては、高崎市行政手続条例第13条第1項に基づき意見陳述のための手続を執るものとする。

3 管理者は、指定工事店等を処分したときは、別記様式第2号「処分決定通知書」により、速やかに当該指定工事店等に通知するものとする。

(処分の公示)

第6条 管理者は、指定工事店を処分したときは、条例第7条の7第2項において準用する条例第7条の3第2項の規定に基づき、これを公示するものとする。

第7条 削除

(行政指導)

第8条 管理者は、指定工事店等に対し第4条第1項の規定における指定の一時停止又は不認定の処分を行おうとする場合において、次に掲げる各号のすべてに該当する場合は、指定の一時停止又は不認定の処分に替えて行政指導とすることができる。

(1) 当該指定工事店等に第4条第2項に規定する累積がない

(2) 当該違反行為等の事実を認めている

(3) その後において下水道に関する法令、条例、規程等を遵守する意思を明らかにしている

2 前項の規定により行政指導を行うときは、様式第3号により当該指定工事店等に通知するものとする。

3 第4条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「当該処分を受けた日」を「当該行政指導を行った日」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この審査基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この審査基準は、令和4年12月16日から施行する。(令和4年12月9日決裁)

2 この審査基準の施行の際に現に存する第4条第2項(第8条第3項の規定により準用する場合を含む。)に規定する処分の対象となった違反行為等の履歴は継承するものとする。この場合において、改正前の第4条第2項(第8条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該処分を受けた日の翌日から起算して2年経過することで消滅するものとする。

別表第1（第2条関係）

高崎市下水道排水設備指定工事店の違反行為等に対する処分の種別

| 違反行為等の内容                                                           | 処分の種別  | 根拠条例等                   |
|--------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------|
| (1) その施工する排水設備等の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。             | 指定停止1月 | 条例第7条の7第1項第1号           |
| (2) 不正な手段により条例第7条の指定を受けたとき。                                        | 指定取消   | 条例第7条の7第1項第2号<br>規程第4条  |
| (3) 条例第7条の3第1項各号に適合しなくなったとき。                                       | 指定取消   | 条例第7条の7第1項第3号           |
| (4) 条例第7条の5第1項又は第2項の規定に違反したとき。                                     | 指定停止1月 | 条例第7条の7第1項第4号           |
| (5) 条例第7条の5第3項の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 | 指定停止1月 | 条例第7条の7第1項第5号<br>規程第12条 |
| (6) 条例第7条の6の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。                               | 指定停止1月 | 条例第7条の7第1項第6号<br>規程第7条  |
| (7) 管理者が規程で定める事項に違反したとき。                                           | 指定停止1月 | 条例第7条の7第1項第7号<br>規程第6条  |

※指定停止決定後に、第4条第2項に定める期間内に「指定停止1月」に該当する違反行為等がある毎に、最後の停止月数に1月を加え適用する。

※同時に複数の違反行為等に該当する場合は、6月を超えない範囲で該当する違反行為等の度に1月を加算し適用する。

別表第2（第2条関係）

下水道排水設備責任技術者の違反行為等に対する処分の種別

| 違反行為等の内容                                     | 処分の種別 | 根拠条例等    |
|----------------------------------------------|-------|----------|
| (1) 責任技術者が法令等に違反したとき。                        | 不認定1月 | 規程第8条第1号 |
| (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。 | 不認定1月 | 規程第8条第2号 |

※不認定決定後に、第4条第2項に定める期間内に「不認定1月」に該当する違反行為等がある毎に、最後の不認定月数に1月を加え適用する。

※同時に複数の違反行為等に該当する場合は、6月を超えない範囲で該当する違反行為等の度に1月を加算し適用する。

第 号  
年 月 日

住所  
指定（技術者）番号第 号  
商号又は名称  
氏名（指定工事店にあっては代表者氏名） 様

高崎市上下水道事業管理者  
（担当：下水道局総務課）

### 違反行為等通知書

下記のとおり違反行為等があったので、高崎市下水道排水設備指定工事店等の処分等に関する審査基準第5条第1項の規定により通知します。

#### 記

|                      |  |
|----------------------|--|
| 違反行為等の<br>確認年月日      |  |
| 違反行為等の<br>確認場所       |  |
| 違反行為等の内容             |  |
| 予定している処分の<br>内容と根拠法令 |  |
| 備 考                  |  |

住所  
指定（技術者）番号第 号  
商号又は名称  
氏名（指定工事店にあっては代表者氏名） 様

高崎市上下水道事業管理者  
（担当：下水道局総務課）

### 処分決定通知書

指定工事店等の処分について、次のとおり決定したので、高崎市下水道排水設備指定工事店等の処分等に関する審査基準第5条第3項の規定により通知します。

記

|         |                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------|
| 処分内容    | 1 指定取消し<br>2 指定停止（不認定） 月<br>（指定停止（不認定）期間 年 月 日から 年 月 日） |
| 処分の根拠法令 |                                                         |
| 当該処分の理由 |                                                         |
| 備考      |                                                         |

※審査請求と処分の取消しの訴え

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に高崎市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、高崎市を被告として（高崎市上下水道事業管理者が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

住所  
指定（技術者）番号第 号  
商号又は名称  
氏名（指定工事店にあっては代表者氏名） 様

高崎市上下水道事業管理者  
（担当：下水道局総務課）

### 行政指導通知書

指定工事店等の違反行為等について、高崎市下水道排水設備指定工事店等の処分等に関する審査基準第8条第2項の規定により通知します。

なお、今後はこのような違反行為のないよう下水道法及び関係法令並びに高崎市下水道条例及び関係例規を遵守のうえ、業務を行なうよう万全を期されたい。

#### 記

|                        |  |
|------------------------|--|
| 行政指導の対象とする<br>行為の確認年月日 |  |
| 行政指導の対象とする<br>行為の確認場所  |  |
| 行政指導の<br>根拠法令等         |  |
| 理 由                    |  |
| 備 考                    |  |